

令和8年度事業計画

1 基本方針

人口減少、少子高齢化が進展し、高齢者の活躍が期待される中で、働く意欲のある高齢者がその能力を十分発揮できるよう、活躍する場としてのシルバー人材センターが、これまで以上に期待されている。

そうした中、会員の高年齢化、安全就業の徹底に向けた取り組みを強化するとともに、健康確保等について適切な対応を推進する。さらに、デジタル化の推進は、喫緊の課題となっており、これによる業務の効率化等や会員のデジタルリテラシーの向上に引き続き取り組むこととする。併せて、令和6年1月1日に施行された「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」について当シルバー人材センターにおいても令和8年4月1日から実施するため、事務手続きが円滑に行えるよう事務処理に努めることとする。

当シルバー人材センターとしては、地域ニーズを的確に捉えた事業の展開も必要であり、女性や専門的スキルや経験を有する者など多様な人材を積極的に取り込むとともに、新たな職域である福祉・家事援助サービス事業など要支援高齢者に対する事業など多様な事業形態に対する取り組みの検討を進める。

第3次中期計画の目標達成を見据え、令和8年度の事業計画を定めるとともに本計画に掲げた具体的取組を推進していくものとする。

2 事業計画

地域社会に求められるセンターを目指し、以下の10項目を柱に事業を展開する。

(1) 女性会員の更なる拡大に向けた活動

会員の拡大に当たっては、高齢者人口の男女割合等からみて拡大の余地が大きい女性会員の確保に取り組む。

現在、当シルバー人材センターでは、女性会員拡大のため組織立ち上げを進めているところであり引き続き組織化に努める。

(2) 就業分野の開拓・拡大

就業分野の開拓のため、管内企業や一般家庭向けにPR活動を展開するとともに、除草や剪定など地域から求められる就業に対しては会員の増強を図る。

会員の拡大には、人口割合から見て余地の大きい女性会員の確保を重点に取り組むとともに女性ならではの就業先の開拓を図る。

- ・新聞折込みによるPR活動
- ・公共機関などの新規業務開拓
- ・企業訪問による新規業務受注

(3) 普及啓発の実施

シルバー事業には多種多様な就業の場があることを広く周知し、イメージの転換・向上を図りながら会員の加入促進を図る。

普及啓発月間（10月）は、集中的に広報活動を展開してシルバー事業の普及啓発を行い、シルバー事業の浸透を図る。

- ・管内大規模イベントでの普及啓発活動
- ・ダイレクトメールの発送
- ・リーフレットの作成、配布
- ・地域フリーペーパー紙への広告掲載

(4) 安全・適正就業の推進

安全で安心なシルバー事業の推進は、シルバー事業の根幹をなすもので、傷害事故や損害賠償事故の撲滅は重要な課題となっている。安全就業の研修や指導を徹底し事故ゼロを目指す。

就業を依頼する会員の選定は、就業途上の事故防止のため職域班に限らず地域性を加味して長距離移動を避けた適正就業とする。

また、単独業務を避け、有事の対応が可能な複数体制づくりを推奨する。

- ・安全委員会の開催
- ・巡回安全パトロールの実施
- ・会員への安全就業資料の配布
- ・安全就業講習会の開催

(5) 相談・情報提供の実施

就業を希望する管内高齢者を対象に、就業説明会と登録会・就業相談会を定期的実施するとともに、既登録者には登録内容の確認とその後の就業希望を確認する。

- ・毎月2回程度の就業説明会と登録会の開催
- ・毎月1回の就業相談会の開催
- ・ホームページやチラシでのセンター情報の提供
- ・年3回以上のシルバー人材センター広報誌「シルバーだより」の発行

(6) 講習会・研修会の実施

地域の事情に沿った就業に必要な技能向上講習会や会員の健康管理などライフプランに寄与する講習会などを実施する。

- ・「学ぶ・集う」をテーマとした普及啓発も兼ねた自由参加型教室の開催

- ・技術習得及び向上のための植木剪定講習会等の開催
- ・県連講習会等への参加推奨

(7) 社会参加活動の実施

地域に貢献する社団法人として、継続可能な管内ボランティア活動に参加するほか、シルバー人材センター会員等の交流機会創設を検討する。

- ・公共団体のイベントへの参加
- ・公共施設の清掃ボランティア活動
- ・シルバー人材センター会員等の交流機会創設の検討

(8) 組織運営基盤の強化

シルバー事業の適正かつ円滑な事業展開のため、専門的な各種委員会活動を強化するとともに、職域班班長会議を開催し意思の共有を図る。また、センターの会員研修を実施し組織の基盤強化を図る。

- ・役員研修会の実施
- ・公益的事業実施のための定期的な職域班班長会議の開催
- ・均等なサービスの向上を目指した会員研修会の実施

(9) 労働者派遣事業及び職業紹介事業の推進

高齢者の多様な就業ニーズに応えるため、センターの基幹事業である請負・委任就業に加えて労働派遣や就業紹介による高齢法第 39 条に基づく特例措置を活用し、適切な就労方法による業務拡大を図る。

また、安全衛生委員会において派遣先を訪問し、職場環境や会員の就労状況の確認や派遣労働会員の安全及び健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。

- ・発注者への適正就労のための説明
- ・派遣先への訪問の実施

(10) デジタル化の推進

業務効率化によりセンターの経営基盤を強化していく上でデジタル化の推進が不可欠であり、喫緊の課題として対応が求められている。また、推進に当たっては、システム環境の整備と会員のデジタルリテラシー向上を同時に進めていく必要がある。

このため、Web 入会・Web 受注など効率的な業務運営における各種システムの導入検討を進めるとともに、スマホ・PC 教室の開催やデジタル相談窓口の設置等により会員のデジタル利用率向上を図る。

- ・Web 環境の研究、構築のための研修会の開催
- ・スマホ教室等の開催